第５０回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和８年７月１６日（木）

開会　午前１０時０１分

〇事務局（杉本課長代理）

皆様、おはようございます。定刻が過ぎまして申し訳ございません。お待たせいたしました。ただいまから第５０回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当課長代理の杉本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席いただいております委員の皆様は、委員７名中６名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第３条第２項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、大阪市では環境に配慮した取組といたしまして、令和６年１１月より軽装勤務の通年化を実施しております。本日の会議につきましても、気温や体調等に応じた快適な服装での実施とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、ご出席予定の砥石委員におかれましては、本日、所用で遅れております。後ほど到着されるということでご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

ここで傍聴の皆様にお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日は、株式会社読売新聞大阪本社様が取材に来られており、撮影を求めら

れております。報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局からご説明しましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境局長の井原よりご挨拶申し上げます。

〇井原局長

環境局長の井原でございます。

本日は皆さん、委員の先生方、お忙しいところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本市では市内全域での路上喫煙を禁止する「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」の改正条例を令和７年１月２７日に施行いたしました。この条例では本市の責務といたしまして、分煙施設の整備などの必要な施策を実施するものとするとしており、本市整備のほか、補助制度や寄附、既設喫煙所の一般開放といった様々な手法を駆使し、誰でも無料で利用できる大阪市指定喫煙所の確保に取り組んできております。

そのほか、「大阪市喫煙所情報提供登録制度」を創設いたしまして、法令を遵守しながら喫煙できる飲食店や商業施設等の情報を登録いただき、広く情報提供をしております。その結果、令和８年７月１日の時点では、指定喫煙所３４７箇所・２７０地点、情報提供喫煙所１２６箇所・１２６地点を確保しており、本市ホームページ等でご案内をしております。

一方で、さらなる喫煙所の整備を求める声もいただいていることから、路上喫煙の実態把握、検証を実施いたしまして、昨年１２月には「対策の優先度が高いエリア」として６３エリアを特定のうえ、各エリアの具体的な取組内容を盛り込んだ最終とりまとめを公表いたしました。

今年度はこれらの検証結果を踏まえた取組に加えまして、ごみのポイ捨て、路上喫煙など、様々な課題が顕在するミナミエリアの環境改善に向けた取組におきましても、地域の事情に精通した区及び関係局と連携しつつ、分煙環境の更なる充実や啓発指導体制の強化など、必要な取組を進めております。

本日の委員会では、事務局からこれまでの取組及び今後の路上喫煙対策についてご報告をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご議論の上、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、委員会開催にあたっての私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

ありがとうございました。

恐れ入りますが、局長の井原につきましては、次の公務の関係で、ここで退席させていただきます。

〇井原局長

大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、本日、小谷委員長代理につきましてはウェブでの参加になりますので、よろしくお願いいたします。

ご紹介につきましてはお名前のみとさせていただきますので、ご起立の上、一言ご挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長の青木委員でございます。

〇青木委員長

弁護士の青木佳史です。どうぞよろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

委員長代理の小谷委員でございます。

〇小谷委員長代理

小谷でございます。本日はウェブでの出席になりまして失礼いたしております。よろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

佐野委員でございます。

〇佐野委員

公募委員の佐野です。よろしくお願いします。

〇事務局（杉本課長代理）

谷内委員でございます。

〇谷内委員

谷内です。よろしくお願いします。

〇事務局（杉本課長代理）

このたび大阪市地域女性団体協議会の佐々木委員がご退任され、その後任としてご就任いただきました重森委員でございます。

〇重森委員

重森です。よろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

続きまして、大阪商工会議所の玉川委員がご退任され、その後任としてご就任いただきました田中委員でございます。

〇田中委員

田中でございます。よろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

環境局理事兼エネルギー政策室長、井上でございます。

〇井上理事兼エネルギー政策室長

井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

環境局事業部長、池田でございます。

〇池田部長

池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

環境局事業部路上喫煙対策担当課長、脇坂でございます。

〇脇坂課長

脇坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

また、関係局につきましても出席させていただいております。

健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長、藤枝でございます。

〇藤枝課長

藤枝でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

危機管理室危機管理課長、小山でございます。

〇小山課長

小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

消防局予防部予防課長、松田でございます。

〇松田課長

松田です。よろしくお願いいたします。

〇事務局（杉本課長代理）

建設局公園緑化部調整課長、黒瀬でございます。

〇黒瀬課長

黒瀬でございます。お願いします。

〇事務局（杉本課長代理）

それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認を

させていただきます。

初めに、本日の次第でございます。

次に、委員名簿と本日の配席図でございます。

次に、第５０回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した説明資料でございます。

また、条例規則や公設喫煙所、補助設置喫煙所等や情報提供喫煙所をまとめた参考資料もお手元にお配りしております。皆様、資料はおそろいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事につきましては青木委員長に進行をお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

〇青木委員長

皆さん、おはようございます。それでは、議事に入らせていただきます。

１年ぶりの会議ですので、この１年間の取組をまたご説明いただきますので、皆さんの現場などからお気づきの点を忌憚なくご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、１つ目の議題。

その前に、株式会社読売新聞大阪本社さんが今日は取材に来られておって、撮影の許可を求めておられますので、これについては許可をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

１つ目の議題の路上喫煙対策に関する取組状況について、議題といたします。

では、まず最初に資料１に基づきまして、事務局のほうからご説明いただきます。委員の皆様にはご参加初めての方もおられると思いますが、参考資料の２１に関係するご報告がたくさんございますので、そちらも適宜見ていただきながらご説明をお聞きいただければと思います。

では、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

〇脇坂課長

それでは、よろしくお願いいたします。

資料１の路上喫煙対策に関する取組状況に基づきまして、まず前年度の取組状況につきまして、事務局よりご説明いたします。

まず、表紙をめくっていただきまして、１ページをご覧ください。

１ページとしましては、喫煙所の確保状況についてご説明をさせていただきます。令和７年１月２７日に、大阪市内全域で路上喫煙を禁止する「大阪市路上喫煙防止に関する条例」の改正条例を施行しております。この条例の中では、本市の責務としまして、分煙施設の整備などの必要な施策を実施するとしておりまして、喫煙所の整備を進めているところでございます。

まず、この喫煙所にはいくつかの種類がございますので、先ほどご案内のありました、別冊の青いファイルの資料２０というのを開いていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。こちらに喫煙所の定義というところを表で整理させていただいておりまして、まず、喫煙所の中で、無償で一般に開放されて誰もが利用可能な喫煙所というところを大阪市指定喫煙所と呼んでおりまして、この指定喫煙所の中で、本市が設置運営する公設の喫煙所、また民間等が設置運営する補助設置による喫煙所というところがございます。民間等が設置する指定喫煙所の中には、民間の既存の喫煙所を一般に開放いただく一般開放喫煙所というものもございます。最後に、大阪市の指定喫煙所ではない喫煙所としまして、情報提供喫煙所というものがございまして、こちらにつきましては、民間事業者さんが関係法令等を遵守して設置した喫煙可能な、具体的に言いますと、飲食店や商業施設等の情報をご登録いただきまして情報提供を行っている喫煙所となります。この喫煙所につきましては、一部を除きまして店舗や施設を利用する方が対象であるというところに違いがございます。

なお、この公設の喫煙所のところで、既設、新設ということで書いてあるんですけれども、こちら、資料にあるとおり、当時、議会の附帯決議があったんですけれども、そのときに条例施行までに既にあった喫煙所７箇所に、加えて１４０箇所の喫煙所を

確保するということでしたので、この違いを分類していたというものでございます。

それでは、喫煙所の説明が終わりましたので、また資料の１ページに戻っていただきまして、令和８年７月１日現在どれだけ喫煙所があるかという現在の状況を説明しますと、誰もが無料で利用できる大阪市指定喫煙所として、公設の喫煙所が７２箇所、補助設置による喫煙所が１２１箇所、民間の既存の喫煙所の一般開放というところが１５４箇所に加えまして、情報提供喫煙所１２６箇所を合わせまして４７３箇所・３９６地点を確保のうえ、本市のホームページ等でご案内をしております。

なお、この箇所・地点というところの違いなんですけども、この箇所というところは、喫煙所の数を単にカウントしていると、地点というところでは、例えば商業施設などで同一住所地に複数の喫煙所が設置されている場合は、それを１としてカウントしたというような数え方の違いでございます。

次に、喫煙所確保に向けた主な取組になります。（１）としまして、飲食店に対する働きかけというところを実施しております。飲食しながら喫煙が可能である店舗というところがなんば等のいわゆるミナミエリアについて多く存在するわけですけれども、そちらのほうに情報提供喫煙所の登録について働きかけを行いまして、新たに５５箇所の店舗をご登録いただいておるところでございます。具体的には次の２ページをご覧いただきますと、令和７年１２月と令和８年７月時点との差について、左を見ていただきますと赤いたばこのマークが増えていることがご確認いただけると思います。

続きまして、（２）のコンビニエンスストアに対する働きかけになります。コンビニエンスストアはたばこの販売店でもあるんですけども、こちら、店内に喫煙所を設置している店舗というところもございます。そういったこともありますので、先程の一般への開放であったりとか、情報提供喫煙所へ登録いただけますよう大阪市から働きかけまして、７年度に新たに１８箇所の店舗についてご登録をいただいているというところでございます。

続きまして、３ページをご覧ください。こちらでは、路上喫煙対策の実効性の向上に向けた実態把握・検証についてご説明いたします。こちらは令和７年度に市内全域で路上喫煙の禁止をする改正条例施行後の路上喫煙の状況を確認するために、実態把握・検証というところを実施しております。その結果、令和７年１２月ですけれども、「対策の優先度が高いエリア」というところを定めさせていただいておりまして、そこに対して具体的な取組内容について取りまとめております。

「対策の優先度が高い」というところが、ちょっと分かりにくいかと思いますが、また青いファイルの２１番、地図に落とし込んでおりまして、紫の色で丸いエリアが６３のエリアになっておりまして、具体的には右側の文字で１番から６３番まで書いておりまして、こちらを「対策の優先度が高いエリア」として設定しているというところになっております。この「対策の優先度が高いエリア」についての取組の内容につきましては、この後の資料２でご説明をさせていただきますので、まずはこの実態把握・検証の内容をご説明をさせていただきます。

また資料１のほうに戻っていただけますでしょうか。資料１の３ページに戻っていただきまして、調査としてアンケートと定点調査というところも行っております。

まずアンケートの内容につきまして、条例の施行後、各対策に係る効果というところを把握するために、市民向けにインターネットのアンケート調査を実施しておりまして、一部なんですけれども、抜粋して紹介させていただきます。

まず１つ目の市内全域での路上喫煙禁止の認知度というところがどうなったのかというところですけれども、こちらにつきましては、「聞いたことがある」を含めますと全体で８１％、喫煙者に限っては９５．６％で、非喫煙者の７５．５％を大きく上回っているというところになっております。これらのことから、少なくとも大阪市民の喫煙者には市内全域で路上喫煙が禁止されていることを認知いただいているものと評価できるのではないかということで考えております。

次に、喫煙できる場所の確保状況の評価というところでございます。こちら、全体

の肯定的な意見が５１％、喫煙者に限ると４０．９％、非喫煙者では５４．８％となっておりまして、喫煙できる場所がまだ不足していると感じる方も一定数存在しているという状況にあるのかなと考えております。

次に、路上喫煙の対策に関する施策の改善点というところについてお伺いしておりまして、こちら、喫煙者で言いますと５１．２％が喫煙所の増設を求めている一方、非喫煙者は２２．４％ということで低くなっております。非喫煙者で見ますと、過料の増額及び啓発指導体制の強化などが高くなっているという状況で、喫煙者と非喫煙者で内容が大きく異なっているのかなというところになっております。

続きまして、４ページをご覧ください。こちらは定点調査の結果になっております。条例施行後、路上喫煙の実態を把握するために、去年は万博が開催されていましたので、万博閉幕後の平常時に定点調査というところを平日と休日と１日ずつ調査を実施しておりまして、調査員が目視によりまして通行者の数と路上喫煙者数の計測を行うということで実施しております。

結果としましては、市全体の路上喫煙率というところは改正条例の施行前と比べまして０．２４％から０．１５％ということで、約４割減少しているということになっております。こちらにつきましては、路上喫煙禁止の取組が市民等に広く浸透したこと、また、喫煙所の整備をはじめとする分煙環境の充実を図ったというところが主な要因ではないかということで考えておるところでございます。

一方で、先ほどの「対策の優先度が高いエリア」では、市全体の路上喫煙率０．１５％に比べると０．３１％となっておりまして、約２倍となっております。

以上のアンケート結果なり、定点調査の結果を踏まえまして、路上喫煙を今後なくしていくためには、喫煙所の確保のみではなくて、路上喫煙対策指導員等による巡回指導などによりまして、ルール、マナーを遵守するよう喫煙者への働きかけも継続して行うなど、意識の向上が必要ということで考えております。

そこで、「対策の優先度が高いエリア」の具体的な対策については、新たな指定喫

煙所の確保も図ったうえで、エリアの状況に応じて啓発指導体制の強化を両輪としまして、路上喫煙対策の実効性の向上を図ることとしております。

繰り返しになりますが、具体的な内容につきましては、また後ほど資料を使って説明をさせていただきます。

続きまして、５ページになります。こちらは参考資料として、定点調査における路上喫煙率の推移になっております。定点調査につきましては、路上で喫煙している喫煙者数を通行者数で除して算出したものが路上喫煙率ということにさせていただいておりまして、条例を制定した平成１９年度の前年の平成１８年度から経年で調査をしております。市全体の路上喫煙率自体は近年横ばいではあったんですけれども、先ほど述べましたとおり、令和７年度の調査としましては、改正条例施行前と比べ、０．２４％から０．１５％に減少しているところとなっております。

続きまして、６ページをご覧ください。万博開催期間中の重点的な広報についてご説明いたします。昨年開催されました大阪・関西万博の開催に伴いまして、多数、インバウンドを含めた観光客の方が来られましたので、重点的な広報というところを実施しておりまして、写真とともに紹介をさせていただいております。写真にございますとおり、訪日外国人が多く滞在すると考えられる梅田・心斎橋・なんばエリアで、街頭デジタルサイネージを活用して、外国語も含めた音声アナウンス付きの周知を実施しております。ほかにも大阪メトロの車両内や駅構内での周知、また関西空港の駅構内であったりとか、沿線の鉄道車両、空港リムジンバスの車内におきましても、デジタルサイネージを活用した広報周知を実施しております。

さらに７ページに写真を載せさせていただいているんですけれども、各種フリーペーパーの掲載に加えまして、市内の各ホテルへポスター等の掲示の依頼も併せて行っているというところでございます。

続きまして、８ページをご覧ください。こちら、啓発指導体制の強化についてご説明をいたします。路上喫煙防止指導員の体制につきましては、令和７年４月１日の時

点で８７名まで増強しておったんですけれども、令和８年７月１日現在では１０８名までさらに増員しまして、路上喫煙者が多い駅前や、広聴が入ってきますので、そういった場所などを重点的に実施しております。

次に、この路上喫煙防止啓発員による普及啓発ということで写真３枚ほど載せさせていただいていますけれども、こちらにつきましては令和８年１月からは、新たにさきの路上喫煙防止指導員の指導啓発に加えまして、昼間時間帯の公園における啓発強化であったりとか、繁華街、令和７年度はキタ・ミナミですけれども、夜間時間帯の啓発を図るために、委託によりまして路上喫煙防止に関する啓発活動を実施しております。写真にありますとおり、複数人から構成される班単位によりまして、少し写真が分かりにくいんですけれども、スピーカーを持って路上喫煙の禁止についてアナウンスの啓発を行っているところでございます。

続きまして、９ページをご覧ください。こちら啓発表示についてご説明いたします。（１）の路面表示シートにつきましては、主に公園内でありますとか、あと国道に表示していくためのものとなっておりまして、公園のほうで１，０００枚ほど、国道については１７６枚ほど設置、現時点ではしているんですけれども、今後またさらに設置を進めてまいりたいと考えております。

（２）の道路照明柱啓発表示幕につきましては、こちら市の管理道路等で表示をしていくために作成しておるんですけれども、こちらは駅前を中心に貼っていっておりまして、今で約２，３００枚ほど設置のほうが完了しております。

（３）の車両案内板表示、こちら、ごみ収集車を使ったステッカーによる広報となっておりまして、今、約３００台分、用意して活用しているところでございます。

次に、１０ページをご覧ください。こちらは例年ご紹介しているんですけれども、普及啓発活動の主な取組状況となっておりまして、（１）につきましては、例年なんですけれども、専修学校さんとの連携によりまして、複数のポスターデザインを決定しておりまして、このポスターを作成しております。たばこ市民マナー向上エリアで

の啓発に主に活用しているところでございます。

（２）では、このたばこ市民マナー向上エリアでの啓発を目的としまして、啓発ティッシュやのぼりを作成いたしまして、各地域の活動団体さんに配付いたしましたものに加えまして、ポスターにつきましても市内全域の路上喫煙禁止のＰＲ用として作成して活用しているものになっております。

（３）二十歳のつどいでの喫煙マナーの向上の啓発もしておりまして、こちらも参加者のほうに、昨年度で言いますとチラシを約９，０００枚配付したことにより啓発を図っております。

これらのほかにも、令和７年１０月には長居公園でごみ減量フェスティバルというイベントをしておりまして、そこでキャラクター「アカンずきん」を使った啓発も実施しているところでございます。

続きまして、１１ページをご覧ください。こちらは路上喫煙を禁止する区域、いわゆる２号区域の指定についてご説明いたします。こちら、路上喫煙を禁止する区域につきましては、道路や公園等のうち本市が管理する区域というのが基本となっているんですけれども、この条例に基づきまして、本市が管理する区域以外でも、そこを管理する権限を有する者との合意に基づいて、路上喫煙の禁止の区域に指定することが可能といった制度となっております。

この規定を基に本市が管理する区域以外でも、この禁止の区域の指定を拡大しているところでございまして、（１）の直轄国道というところがまずございまして、こちら、国道を管理している国道事務所さんと協議を重ねてまいりまして、令和８年２月に本市と国のほうで合意書を締結しておりまして、周知期間を設けたうえで、令和８年５月に市内の直轄国道について、６路線、総延長４１．９キロメートルにつきまして、新たに路上喫煙の禁止区域に指定しております。

次に、１２ページをご覧ください。こちら、（２）その他の２号区域ということで書いておりまして、私道・公開空地としまして２箇所、児童遊園につきましては１０

箇所について、指定のほうを行っております。これらは、さきの直轄国道と同様、本市が管理する区域に当たらないことから、条例によって一律に規制を行ってはいないんですけれども、この条例による規制の対象となることを管理権原者が希望され、本市と合意が調ったということで、規制の対象区域とすることが可能となっているところでございます。

次に、１３ページをご覧ください。こちら改正条例施行前、旧の６つの禁止区域別に４か年の推移を示しておりまして、令和６年度は改正条例の施行前の令和７年１月２６日までの件数を記載しております。令和３年度につきましては、表の下にも記載がありますが、新型コロナウイルスの影響を受けて過料処分も減少しておるんですけれども、令和４年度、５年度を見ていただきますと、おおむね年間４，０００件程度で推移してきたということが分かります。

続きまして、１４ページをご覧ください。改正条例の施行日である令和７年１月２７日以降の過料の処分件数についてどうなったかということですが、１年間で比べるという意味で、令和７年度、表の一番右下のほうを見ていただくと約１万９，０００件ということになっておりまして、さきの改正条例施行前の約４，０００件に比べますと件数としては大幅に増加しております。この理由といたしましては、路上喫煙防止指導員の体制強化を図った影響によるものと考えております。

続きまして、１５ページをご覧ください。こちらでは大阪市に寄せられた環境局関連の広聴、問合せなりご意見というところの状況をご説明いたします。

（１）の広聴件数の推移は、令和元年度以降の件数の推移を示しておりまして、令和６年度以降、市内全域で路上喫煙を禁止したことから、広聴件数が伸びているということが確認できます。

（２）では、令和７年度にいただきました広聴の項目別内訳を示しておりまして、（１）の件数と（２）の項目別の内訳の合計が異なっておりますのは、表の注釈の１で記載しておりますように、１件のご意見の中で複数の項目にまたがったご意見とい

うものが多数ございますので、項目別は延べの件数で集計したものということを補足させていただきます。

この項目別では、令和７年度に大幅に増えていることが確認できると思います。その内訳としましては、この④ですね、指導に関する意見ということが圧倒的に多くなっておりまして、これは大阪市内全域で路上喫煙を禁止したことに伴って、路上喫煙の指導対応を求める声の期待というところが非常に大きくなっているところかなということで考えております。

次に、１６ページをご覧ください。ここでは、たばこ市民マナー向上エリア団体の令和７年度の活動実績について、資料として掲載しております。団体数につきましては微減傾向になっておりますが、活動の回数については、年度によってばらつきもあるんですけれども、一定の回数は実施しているのかなと考えております。

参加人数につきましては、令和７年度に大きく減っているんですけれども、万人単位のイベントがなかったというところなどが影響にありまして、こちら、団体によって参加人数のカウントの方式による部分もあると思いますので、今後、参加人数のカウント方法についても一定検討が必要かなと考えているところでございます。

（２）の主な活動内容といたしましては、昨年同様、環境局提供の啓発ティッシュ配付など、街頭や各種イベント時の啓発活動を実施するとともに、同じく環境局よりポケットティッシュ、ポスター、のぼり等の啓発物品を提供したうえで、のぼり、ポスター等の掲示や定期的な清掃活動を実施していただいております。右のほうにはポスター、ポケットティッシュ、のぼりのデザインを示しております。

資料１の説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇青木委員長

説明ありがとうございました。

それでは、いろいろな多岐にわたりますけれども、特にどこからということにはいたしませんので、今、ご報告のあったもの全体につきまして、いろいろご質問とか、

さらに詳しく知りたい項目とか、あるいは次にまた今後の路上喫煙対策についてのご意見をいただくのですけれども、必ずしも資料１の全部について、その後、対策の検討項目に上がっていませんので、もう率直にこの資料１を見て、もっとこうしたほうがいいんじゃないかということも含めてお考えがあれば、それも含めてお寄せいただければと思います。

では、どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。谷内さん、お願いします。

○谷内委員

ご説明ありがとうございました。

３ページのアンケートについて、まずお聞きしたいと思います。かなり啓発が進んでおりまして、ポスターですとか、いろんなところで啓発の状況を見ることができるようになっているなと感じています。その中で、アンケートで、路上喫煙禁止について知らないという方もまだおられるんだなと思っておりまして、特に喫煙者の方で、この４．４％というのはどのような方でしょうか。といいますのは、どのような方か属性が分かりましたら、対策ですとかというところに、中心的にそういうポスターを貼るとか、そういう対策を打てばいいのかというのが分かるかなと思いまして、お聞きしたいと思います。

あと、２点ほどご質問あるんですけれど、店舗のほうで喫煙所がかなり増えているということで、それは喫煙者の方が分煙しながら喫煙するということで、とてもいいなと思うんですけれど、店によっては、特に飲食店とかですと自由に入るということが難しいのではないかなと思います。この飲食店、民間の施設で喫煙所の種類というのはどういうところが多いのかというのと、そこのうちのどれぐらいが自由に出入りしてもいい喫煙所になっているのかというのをお聞きしたいなと思います。

あと、もう一つは今後の対策にも関係するんですけれど、過料が１，０００円というのが、条例ができたときから変わってないのではないかなと思うんですけれど、これをもし値上げしようと、例えば３ページのアンケートでも、全体としては過料の増

額に対して３８．４％の方が賛成と求めておられるんですけれど、もしこれを増額しようとしますと、条例自体を改正しないといけないという認識で合ってますでしょうか。

以上３点、お願いします。

○脇坂課長

ご質問、ありがとうございます。

まず、３点のうち１点目のアンケートで知らないという方がまだ４．４％おられる方の属性というところですけれども、こちらにつきましては、特徴的な傾向とかがあればなんですけど、特に今、事務局として把握ができている状況ではないというところが実情です。やっぱり認知度というところなので、一定粘り強くしていかないといけないのかなと。これはもう路上喫煙施策に限らず、何か知っていただくという取組は粘り強くやっていかないといけないなというところでは思っております。また今後、アンケートの聞き方とか、そういったところで属性なりというところがあぶり出したりとかできるんじゃないかというところにつきましては、引き続き今後の検討課題として考えていきたいなと思っております。

２点目の自由に入れる喫煙所がどれぐらいあるかないかというところですけれども、資料の１ページのところで、上のリード文のところですが、この誰もが無料で利用できる大阪市指定喫煙所というのは、まさに誰でも利用できる喫煙所になっておりまして、それが公設の喫煙所７２箇所、補助設置による喫煙所１２１箇所、あと民間の既存喫煙所の一般開放１５４箇所というところ。あと、情報提供喫煙所というところ、１２６箇所。基本的にはこれはお店を利用しないと利用できないんですけれども、そのうちコンビニが主になっておりますが、８箇所は自由に入れるところです。

情報提供喫煙所は、主にカフェのチェーン店であったりとか、居酒屋、バー、コンビニとかいうところで、そういった店舗さんに協力をいただいているという状況でございます。

３点目のご質問いただきました過料の１，０００円につきまして、もし仮に上げる場合に条例改正が必要かという質問なんですけど、こちら、条例で定めているので、条例の改正が必要ということになっております。

以上、よろしいでしょうか。

○谷内委員

ありがとうございました。

○青木委員長

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、そのほかの委員の皆様、いかがですか。

では、砥石委員、お願いいたします。

○砥石委員

資料１のご説明ありがとうございました。路上喫煙の周知がだんだん徹底されてきて、路上喫煙も減っている、対策の効果が出ているということは理解できるんですけれども、それには一般的な、私も過去、喫煙者だったんですけども、今はたばこ吸ってないんですけども、喫煙マナーというものの徹底と相まって、との効果だと思うんです。これ、大阪市としては市内全域路上喫煙禁止なんですが、当然、大阪市以外からもいろんな人が来られるわけで、大阪市以外のそういう他の都市の路上喫煙対策の状況というのは、全国的にはどんな感じなんでしょうか。例えば大阪市だけが路上喫煙対策を徹底していても、結局よその都市との関係性で、他都市から来られた方は把握されてないこともあると思いますので、その辺はどうなのかなと思いました。

○脇坂課長

ご質問、ありがとうございます。

委員がおっしゃられるように、大阪は特にインバウンド、他都市の方も含めて入ってこられるというところがありますので、その１つ、広報につきましては６ページに書いたような広報を様々しておるというところに加えまして、他都市、近隣、例えば

堺市とか、神戸市とか、京都市で言いますと、それぞれ路上喫煙を禁止しているというところになっています。ただ、全域を禁止しているというのは、この近隣で言いますと大阪市だけということではあるんですけども、近隣、小さい市も含めて、路上喫煙禁止というのは一定、自治体の最終判断にはなっちゃうんですけれども、実施しているので、市民なり、他都市から入ってくる方も、そんなにたばこの路上喫煙が禁止だからといって、とっぴな印象を受けるというようなこともないかなと思っています。

あと啓発につきましても、いろいろ調査研究もしているんですけれども、こういったポスターであったりとか、そういった、これも地道なということにはなるんですけれども、啓発というところをしているということで認識しております。

以上でございます。

○青木委員長

続けてどうぞ、砥石委員。

○砥石委員

ありがとうございます。

あと、大阪市は市内全域路上喫煙禁止という啓発活動、いろいろな媒体を使ってやられてる、行っていると思うんですけれども、喫煙者の立場からいきますと、喫煙所の具体的な案内というのを周知すれば、吸われてる方もより喫煙場所ということを理解できるのではないかなと思います。

○青木委員長

ありがとうございます。喫煙所の案内についてのご質問ということでよろしいですかね。

○砥石委員

はい。

○青木委員長

状況をお願いします。

〇脇坂課長

ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、案内表示というのは非常に大事なことだと考えておりまして、先ほどと少しかぶる部分があるんですけれども、本市ホームページや、あと地図情報サイトということで、「マップナビおおさか」というのがありまして、そういったところに喫煙所マップを掲載しておりまして、この路上喫煙の指導員さんが普段の啓発指導の中で喫煙所をご案内しているほか、チラシ、ポスターなどの印刷物とか、あと、さきの道路照明柱のところの啓発表示幕であったりするところに、スマートフォンで読み取ることで大阪市ホームページにアクセス可能な２次元コードというのを掲載しておりまして、そういった形でご案内というところを今させていただいているところでございます。

以上でございます。

〇青木委員長

ありがとうございます。よろしいですか。

では、田中委員、どうぞ、よろしくお願いします。

〇田中委員

大阪商工会議所でございます。

私どもとしましては、まずはたばこを吸う人、吸わない人が、お互いに認め合う共存が大事であると考えております。そのためにも、十分な分煙の施設、喫煙所が必要と考えております。

それで、ご説明ありがとうございました。こちらの条例の目的は、市内の環境美化とされています。その目的が本当に達成できる喫煙所の十分な整備数になっているのかどうかというのに非常に関心を寄せています。

そこで３点ほど、ご提案というか、お願いがありまして、一部は先ほど砥石委員からも紹介が、お声がありましたが、まずは新しく喫煙所を造っていただくということでございまして、ご説明の中にもありました、Ａ３の縦長の６３の紫の丸がいっぱい

ついたマップをご紹介いただきましたけれども、このマップを拝見しますと、中心部でも紫の丸がないところの部分も多数ございますので、６３エリア以外での喫煙所の早期着手が必要かと思いますので、そのためにも令和８年度以降も喫煙所を整備いただけるための予算、整備費の確保をお願いできればと思っております。

現状では、令和７年度からはほぼ喫煙所の整備も半ば止まっているような状況でございまして、その一方で喫煙所の整備を求める陳情の声も数多く寄せられているとも伺っております。具体的な弊害としましては、梅田の東通り商店街でたばこのぼや騒ぎの発生があったり、私有地に入り込んでの喫煙を招く結果になっておりますので、その分が地域へのしわ寄せとして具体的に表れております。本当に必要な場所に整備するためには、喫煙所の定義の中で、何個か条件があると思うんですけれども、その中に煙を拡散しないというのが条件にあったと思うんですけれども、これがちょっと半ば足かせになっているところもあろうかと思いますので、どう表現するかはあれなんですけど、簡易な仕様の喫煙所も認めると非常に効果的なのかなと思っております。それが１つ目で、新しく喫煙所をつくっていただくということと。

２つ目が、つくった喫煙所を維持していただくような措置をお願いしたいということでございます。冒頭の喫煙所の分類分けにもあったと思うんですけれども、民間の設備も多数あると思うんですけれども、この民間の補助制度が５年満了以降も維持、管理費の継続が必要と考えております。令和６年度に補助を活用して整備した民間の喫煙所が次々と閉鎖された場合に、再整備費用が必要かなと思っております。現状では、喫煙者が集中しております、例えばですけれども堂島２丁目の公園の喫煙所のように、喫煙所の運用をやめると言い始めている喫煙所もあると伺っています。また、大阪市条例で、飲食店、今回多数エントリーされていますけども、そういう受け皿となっている飲食店も一部減少、やめていくというような飲食店もあると伺っております。そのようなことから民地で平易な、簡単な喫煙所施設を設けた場合の補助制度、この喫煙所を維持できるようにということですけれども、補助制度についてご検討を

頂戴できればと思っております。

そして、砥石委員からもございましたけれども、喫煙所を案内するような標識があればよりいいなと思っております。

あとは、指導員の方を増やすということも説明いただきましたけれども、路上喫煙を見かけて、制止した後、あちらでお吸いくださいというような感じで指導できるのが理想かなと思っております。

私からは以上でございます。

〇青木委員長

ありがとうございました。２の対策にも関係することもありますが、今の範囲でまずは事務局からお答えいただければと思います。

〇脇坂課長

ご意見いただきましてありがとうございます。

３点につきまして、１点目、新しく喫煙所をもっと必要、予算措置というところが必要ではないかというようなご意見だったと思いますけども、まず喫煙所の整備に当たりましては、非喫煙者の理解も得ることが重要であると考えておりまして、簡易な喫煙所というご意見がありましたけれども、この喫煙所の構造に関しましては、大阪市がつくるものというところで言いますと、国の通知であったりとか、あと「大阪市指定喫煙所整備にかかる指針」というところでの対応を行ってきているところでございまして、人通りの多い方向に対してたばこの煙が漏れ出ないようにするような、そういった配慮というところはしてきたところでございます。

喫煙所の数につきましては、先ほどの「対策の優先度が高いエリア」ということで、もともとは１４０箇所ということで行ってきたんですけども、それに加えまして、今、６３エリアというところを設定させていただきまして、そこに１箇所以上は設置するというところで今、対策を進めているところでございます。

その６３エリアの後の話もということのご意見もあったと思うんですけれども、こ

の喫煙所につきましては、今、主にリース契約を前提にしているんですけれども、こちらが令和１０年度に満了するということとか。あと、２問目の質問に関係しますが、維持管理の経費に係る補助金が５年に限定して交付しているというものなんですけれども、そちらも終了を迎える際ということになってきますので、それらの喫煙所の必要性の検証も併せまして、今後必要な対策というところを検討してまいりたいということで考えております。

２つ目の民間の補助設置いただいた喫煙所の再整備費なりの費用についてというところですけれども、こちらにつきましては、今、制度上、５年間に限定して交付するというものであるということにはなっております。それをどうしていくかということにつきましては、さきのリースの更新の話と併せまして、今後、必要な検討をしていかないといけないのかなということでは考えております。

３点目の表示というところにつきましては、先程の回答と重複する部分があるんですけれども、１つは指導員が指導の中で案内するということも行っておりますとか、喫煙所マップを使った広報であったりとか、あと、喫煙所自体に、ここが指定喫煙所でありますよということをきっちりと表示を徹底させて、見つけやすくするというようなことを今行っているところでございます。

簡単ではございますけど、以上でございます。

〇青木委員長

ありがとうございました。

３番目は、多分、田中委員はそういったものに加えて、標識のようなものもというご意見でしたかね。物理的な標識とか、あるいは２次元コードがそれぞれのエリアに表示されて、それをすぐ読めるようと、そういうことですかね。

〇田中委員

２次元コードのことは私、申し上げなかったんですけど、分かりやすい標識をという意味で申し上げました。ありがとうございます。

〇青木委員長

フィジカルな標識みたいなことのご検討はされていないんですか。

〇脇坂課長

そうですね、喫煙所自体が改廃とか、廃止されたりするとかいうところもありますので、フィジカルなところというのが、なかなか検討課題がある部分かなとは思いますけれども、引き続きそういったご意見も踏まえまして、どういった案内表示が最適かということについては、検討はしていきたいなということで考えております。

〇青木委員長

ありがとうございます。

最後に指導員さんが喫煙所に誘導するようなことはされていますかというご質問というか、今、どんな感じですかというご質問があったと思いますが、それはいかがですか。

〇脇坂課長

指導員さんが街なかを歩いていて指導する中で、ここ、ちょっとたばこ吸う場所じゃないですよというときに、このサイトを見たら見れますよということで案内させていただいたりとか、チラシで、この二次元コードでここ読んでもらったら分かりますよとか、案内も当然できますし、過料を取るだけじゃなくて、そういった案内も啓発指導員の役割としてさせていただいておるところでございます。

〇青木委員長

よろしいですか。

では、そのほかの委員の皆さん、いかがですか。

ウェブのほうから小谷委員、お願いいたします。

〇小谷委員長代理

小谷でございます。ちょっと質問させていただきます。

まず１つ目、路上喫煙防止指導員の方についてです。市域全域を禁煙としたことに

よって指導員のほうの増員というのも図られたというところであったと思いますけれども、またその後も着実に人員を増やしていただいているところというご報告を今日いただきました。指導員の方にはご努力いただきまして、過料の徴収も新聞報道などで５倍になったとかいうのを見たんですが、徴収とか、そのほかの指導においてトラブル等、発生しないかというのが当初から懸念事項としてあったと思いますが、その辺の状況について、より詳しくいただければなということ。

それから、人員増やしていただいているところですけれども、やはり今後も指導員について増員の方向であるのか、また、その目途としてどういった方の確保が行っていけるかという点についての見通しみたいなものをいただければなということがございます。写真とか拝見しますと、結構、従来は警察ＯＢの方とか、そういう方が当たられているというところであったところが、いろんな方が従事されている方向になっているようにも見えるかなと思いますので、その辺、お伺いしたいところです。

また、それと連動しまして、先ほどから少し過料の話も出ているところかなと思います。過料、徴収金額、件数見ますと、かなり増えているんですけれども、これは市域が、エリアが広がり、また対応する人も増えたということで、こういうものかなと思いますが、条例を改正といいますか、するときに、先程もあった過料の金額についての議論がありまして、結局１，０００円でいくということになったと思いますが、今後も１，０００円の金額でいくのかという方針について、過去も他都市の例を見て、やはり金額が抑止効果とかにつながるかというところが若干見えてこないようなところもあって、この金額になったかなと私は認識しているんですけれども、その辺、実態として肌感覚的にどうなのかなというところをお伺いしたいなと思いました。

それから、あと喫煙場所の確保についてなんですけれども、アンケート等で十分かということで評価・報告を今日はいただいているところではありますけれども、まずこれは多分、現状は数を基本として十分というような感想を求めているところかなと思いますが、若干、特に非喫煙者の方にとっては質的な面でもこれで十分と考えるの

かというのもあるのかなとも思ったりもします。現在はまずは数の確保が優先されるところかなと思うんですけれども、一方で、いろんな形態の喫煙場所があって、この条例を改正するときにも閉鎖型が理想的だとか、そういう話もあったところで、今後どういった形の喫煙場所の確保というのを重点化して進めるべきとお考えなのか。

また整備、先ほども少し費用の話、補助の話、ありましたけれども、設置にも、また維持にもコストがかかってくるところですので、そのあたりへのお考えというとこで、質的なものへの移行していくときのイメージ。

また、全体の数のイメージも、最初にイメージしたよりはたくさんの喫煙場所を確保はできていますけれども、これも新聞報道などでは、一説には商店街かどこかのお調べではもっと、八百何箇所は必要だというようなお話も報道では出てきたと思いますので、その辺の数のイメージとするところについても、少し情報をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○脇坂課長

ご質問ありがとうございます。

まず１点目の指導員のトラブルというところですけれども、当然、１，０００円の過料を徴収するということなので、一定トラブルということはあるんですけれども。最近でよく、よくと言ったら変ですけど聞いているのは、そもそもあなたが指導員なのかということで、本当に指導員かどうかの身分を確認されるといった、そういったトラブルはあるというところとか。トラブルというのとはあれかもしれないんですけれども、その都度、お金をなかなか支払ってもらえないというところとか。あとは、これは受け取り手の感じ方とかもあると思うんですけれども、指導員の方の態度が気に食わないといいますか、ちょっと問題ではないかというような、そういったお声なりというところは聞いているところでございます。

２点目の指導員の増員の見通しというところで、恐らく先生がいろんな服装の人というのは、８ページのこの赤い服を着ている人のことをもしかしたら言っていただい

ていたのかもしれないですけれども、念のため、８ページというのは指導員とまた別の話であって、資料の８ページ、こちらは民間委託で啓発しているということなので、この方たちは１，０００円の徴収する指導員とはまた別のものになっています。

指導員に関しましては、今後も増員の計画はございまして、さらに拡大していく予定としております。主に警察のＯＢの方になっているんですけども、そのほかにも補助員といいまして、指導員をサポートする方も今採用しているんですけれども、そういった方、一緒に指導員の方と隣について過料徴収のサポートをしているんですけど、そういった方が一定年数経験しますと指導員を受ける資格を得られるような仕組みにしておりますので、適性があればそういった方からも指導員になっていただくと、そういったいろんな形でこの指導員の人数というのは増加させていきたいということで考えております。

３点目、過料の方針ということですけれども、この過料についてどう思うかというのはいろいろご意見なりあるかなとは思うんですけれども、今思っておりますのは、この過料というところは、違反者の摘発とか、徴収の実績、何円取りましたとか、そういったことが目的ではなくて、あくまで他人に迷惑や被害を与えるおそれがある路上喫煙を防止するとともに、これをきっかけに違反者に条例の趣旨・目的を理解していただく契機としていただくと、そういったものということで考えております。

他都市につきまして、先ほども少しありましたけれども、近隣の自治体さんは過料を１，０００円で定めておりますけれども、ただ、もっとエリアを広く見ますと、１，０００円以上で定めているところもあります。こちらにつきましては、全く今後一切見直さないということではなくて、社会情勢の変化とか、また近隣の政令市さんの動向も注視しつつ検討しているというところになっております。

最後に、喫煙所の今後の計画というところのご質問だったと思うんですけれども、こちら、少しさきのやり取りとかぶるところもあるかもしれないですけれども、まずはさきの６３エリアに対して１箇所以上ということで、それだけでもかなりの数とい

うことになっていますので、まずはそこに対して今、注力していきたいなということで考えておりまして。ただ、その先のことにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、リース期間満了や補助金の維持管理費の問題などもありますので、そういったことも併せまして、その後にまた、定点調査なりアンケートというのは継続的に実施していきますので、そういったものも加味しながら、何が最適かというのは様々にご意見あるとは思うんですけれども、検討していかないといけない課題なのかなということで考えております。

以上でございます。

○青木委員長

ありがとうございます。喫煙所につきましては、開放型も含めて、非喫煙者にとっては受動喫煙にならないような質の問題というのが質問にあったと思います。

○脇坂課長

委員お仰るように、もともと公設の喫煙所につきましては閉鎖型を基本ということでさせていただいているんですけれども、様々地域の場所の状況なりありますんで、開放型にするとどうしても苦情とか広聴につながりやすいんですけれども、ポイントによってはそうでもない場所もありますので、開放型の喫煙所も可能な場所については取り入れてまいります。あと、先程の資料１の１ページにありますような情報提供喫煙所であったりとか、一般開放であったりとか、こういった形、事業者さんの既存の喫煙所の協力を得ると、そういったところについても併せて喫煙所の喫煙環境の整備として進めてまいりたいということで考えております。

以上です。

○青木委員長

ありがとうございました。

小谷委員、よろしいですか。

○小谷委員長代理

ありがとうございます。先ほど指導員の方と啓発員の方の写真を間違えていたみたいで、失礼いたしました。

さきの話ですけど、過料については、金額の大きいところ、何万円みたいなところもあるんですけれども、実際には徴収金額は１，０００円とか２，０００円にされているということもあるので、以前議論したところでもありますけど、その点と。

一応判例上は過料の取り方について十分な、やっぱり禁止エリアの告知と併せてというのが行政の実効性確保のところでセットになっておりますので、その辺もちょっと意識して考えていかねばならない問題かなと思っております。ありがとうございました。

○青木委員長

ありがとうございました。

それでは、ほかの委員。佐野委員、お願いいたします。

○佐野委員

一応、私、喫煙者の立場ということで公募委員やったんですけれども、こういう指導員を増やして、ここはあかん、道路はあかんとか、いろいろ言ってはりますけども、結局、喫煙者の立場としては、目立たないところでどうしてもたばこ吸いたいということだったら、結局、裏に回って吸ってポイ捨てとかいう。あまり厳しくし過ぎると、かえって前のミナミの消防士さんが亡くなったの、何かたばこのポイ捨てが原因いうことなっているので。

そういうので厳しくするよりも、喫煙場所を増やすことは大事なんですけど、もっと簡易的に、例えば仕切りがあって、どうしてもクローズでなかったら、ほかの人がちょっとでもやったらあかんやないかいうようなやり方で、もともと万博があるからということで厳しくしたわけやから、もう終わったら別にええやないかと思うんですけど。前まではそんなこともなかったし、コンビニさんでも以前は自分が、たばこ買ういうたら今はほとんどコンビニで買っていると思うんですけども、ほんで入り口の

とこでちょっと灰皿とか置いていましたけど、受動喫煙とか言うてますけど。

ほんで、たばこ自体も、今、私は紙巻きで以前からずっと吸ってるんですけども、喫煙所行ったら加熱式いうんですか、電子たばこのやつを、若い人は結構比率が多いんですよね。紙巻きと加熱式やったら、加熱式はあまり煙出てないし、そんなに迷惑かからんのちゃうかなと思うんですけど、それを別にしてやるというのは難しいとは思いますけども。そういうのも考えて、あるいは煙があかんと言うのやったら、絶対クローズじゃないと駄目やと言うんじゃなくて、あれをやってもらったらいいと思う。

ほんで、ここでも児童遊園は吸ってもいいということになっているんですかと、びっくりしたんですけども。そんな公園なんかで吸っている人、いてるんですか。私ら吸っている者からしたら、公園と一緒やからあかんと思っているし。ほんで、私道ですよね、私道なんかでも道路と一緒やと思っていましたけどね。そやから、こんなややこしいことするんやったら、もうやめたほうがええんちゃうかなと。

ほんで何やこれ、国道は今度からあれ、駄目ですと言っているけれども、国道１号線でも、横、歩道ありますよね、歩道は吸ったらあきません、あれは国道なるんですか。国道があかんというのは、横断歩道を渡るときに歩きながら吸っているやつは、今まで指導できへんかったけれども、そんな人、見たことないけどね。そういうことで、やり方として今後どんどん減らしていきます言うんやったら、またちょっとおかしいないう感じはします。すみません。

○青木委員長

今のご質問、ご意見について、事務局のほうからいかがでしょうか。

○脇坂課長

ご意見ありがとうございます。

路上喫煙の全市拡大についてどうかというところで言いますと、今日の資料には載っていないんですけれども、先のアンケートの中で、全市化したところについてどう思いますかというアンケートの項目もありまして、その中では、おおよそ８割程度の

方が肯定的に評価をしていただいているというところもありますので、この全市禁止につきましては、引き続き進めてまいりたいということで考えております。

コンビニや簡易な喫煙所というところにつきましては、繰り返しになるんですけれども、喫煙する人と非喫煙者というところの共存というところが重要と考えておりまして、広聴の中でも店の軒先にある簡易な喫煙所とかについての対応をしてほしいという声が非常に多いというような側面もございますことから、今後どういった喫煙所の形ができるかということは、今の時点ではなかなか簡素化というのは難しいのかなとは思っているんですけれども、引き続きこれは検討していかないといけない課題なのかなということで考えてはおるところでございます。

簡単ではございますけれども、以上です。

○青木委員長

それでは、重森委員、お願いいたします。

○重森委員

すみません、失礼いたします。ちょっと関係ないのかもしれませんけども、車に乗られている方が、やっぱり運転しながらで、自分の車の中でたくさん吸っているんです。それ、たまった吸い殻を植木の横にぱさっと落としているんです、捨てているというのかな。お掃除していて見つけるんですけども、消えているのかなと思いながらするんですけど、そういう車の運転される方のマナーというかな、それがちょっとできてないのと違うかなという。港区では植木のそばに、ぱさっとたばこの吸い殻がたくさん捨てられるのを見つけるんですけども。それってマナーの関係だと思うんですけども、そういう固まった吸い殻を見つけることって、皆さん、ありませんか。

○佐野委員

ポイ捨てですよね。

○重森委員

ポイ捨てですね。

○佐野委員

たばことは関係ない。

○重森委員

たくさん。

○谷内委員

いえ、この条例の範囲内です。

○重森委員

吸い殻入れに入っているのを沢山ですから。

○佐野委員

空き缶を捨てたりとか、高速道路とか、トイレに捨てるとかと同じですよね。

○重森委員

通り道の植木のところにもぽんと。ほいで、植木の中の草を引いているときに気がつくんですけども。

○青木委員長

道路のは木のところですね。

○重森委員

道路脇がほとんどですね。すみません、ちょっと。

○青木委員長

これについていかがですか、具体的な対応策につきまして。それも路上喫煙の条例で言えば、目的の中にそういった吸い殻による環境汚染を防ぐというのも目的ですから、入っているとは思いますけどね。いかがでしょうか。

○脇坂課長

ありがとうございます。路上喫煙とポイ捨てというのは結構密接不可分なところであるんですけれども、ポイ捨てということで言いますと、車ということに別に特化しているわけではないんですけれども、ポイ捨て防止に関するポスターを使ってイベン

トなりで、ポイ捨てをやめましょうということで、そういった啓発をしたりとか。

あと、これは啓発ということではないかもしれないですけれども、地域の清掃していただいている方にボランティア清掃ということで、そうした活動をサポートするというような活動とかもしているというところでございます。

簡単ではございますけども。

○青木委員長

ありがとうございます。ごみ捨て場所じゃないとこにごみ捨てという意味では、環境局全体で、他の部署も含めてご検討も要ると思いますし、消防の関係で、それがもし引火したときのことも含めて考えていただければ、横断的に対応していただけるといいのかなと思います。

そのほかよろしいですか。

谷内さん、お願いします。

○谷内委員

追加で質問なんですが、１２ページ目の２号区域の指定についてです。ほとんどの方が恐らく私道・公開空地も児童遊園も条例の対象になると思われ、勘違いといいますか、なっていると思っている方が多いんじゃないかなと思うんです。児童遊園、大阪市内に数百箇所あると思うんですが、そのうちの１０箇所しか指定されていない、私道・公開空地も何箇所かちょっとオーダーは分からないですけど、そのうちの２箇所しか指定されていないということなんですけど、これは働きかけてもこの数しか指定されてないということで合ってますでしょうか。もし断られているとしたら、その理由は何かあるんでしょうか。

○脇坂課長

ご意見、ご質問ありがとうございます。

１２ページの２号区域の指定の働きかけにつきましては、基本的には規制というところを、あくまで管理権原者の方の権限、管理の権利というところがあるので、過去

の議論から一律に禁止するということではなくて、管理権原者の方の希望に応じて指定すると、そういった制度設計になっているという経過がございます。

一方、児童遊園なんかで言いますと、やはり利用者に当然、小さい子どもさんが多いということはあると思うんですけれども、一定、約１７０ぐらい児童遊園のリストをもらっていまして、そちらに対してご案内というのを大阪市からお送りをさせていただいています。その中で、最初に申請書というのを当然、申請といいますか、合意が要るので書類を出してもらわないといけないんですけれども、その中で出していただいたのは４３という団体になっておりまして。ただ、どうしても主に地域の方が管理していただいているので、なかなか書類に不慣れなところとかもありますので、当然、大阪市としてもサポート、資料を簡素化するとか、手続を簡素化するということをしているんですけれども、そういったことをしながら、今、１０箇所まで増えてきたと。当然これが終わりということではなくて、４３引く１０の団体につきましては、また引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

ただ、一方、児童遊園を管理している方の中には、あえて、たばこを吸いたいから置いといてほしいという声も一部ではありますけどありますので、やはり一律に禁止ということを促すというのは、ちょっと難しいのかなと思っております。

私道・公開空地につきましては、いろいろ場所はあると思うんですけど、こちらにつきましては、管理権原者のお申出がありましたら、お声がけ、お話しして、合意が調えばということにさせていただいています。

ホームページなどでは、こういった制度につきましてご案内をしておりますので、問合せもそんなに多いわけではないですけれども、あるにはあるので、また今後も、どれぐらい増えるかというのは分からないんですけれども、また増えていく可能性はあるのかなということで考えております。

以上でございます。

○青木委員長

ありがとうございました。

それでは時間の関係がございますので、一旦ここで議題１につきましては終わらせていただきまして、また次の今後の路上喫煙対策の中で引き続きご意見いただけると思いますので、まずは事務局から資料２をご説明いただいたうえで、再度ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○脇坂課長

それでは、続きまして資料２、今後の路上喫煙対策についてご説明させていただきます。

１ページをご覧ください。（１）の「対策の優先度が高いエリア」、先ほどの地図を見ていただいたものの取組につきましては、資料１で説明いたしました、この路上喫煙の実態把握・検証の結果、「対策の優先度が高いエリア」について具体的な取組を進め、１つは喫煙所の確保というところを進めてまいります。こちらは公設の喫煙所の設置及び補助金を活用した喫煙所で設置すると。さっきの議論とかぶるんですけれども、新たに確保して、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備を進めてまいります。

２点目、この路上喫煙防止指導員の指導・巡回強化ということで、このエリアの中で指導・巡回強化を図るエリアというところにつきまして、通常のほかの場所よりも巡回の頻度なり時間を多く配分するということを行うと。また、この定点調査で時間帯別の喫煙率というところを見ていますので、そういった時間帯の傾向に応じた巡回を実施するなど、重点的な取組を実施してまいりたいと考えております。

路上喫煙防止啓発員による普及啓発というところにつきまして、「対策の優先度が高いエリア」のうち、この啓発が必要と判断したエリアにつきましては、新たに先ほどの資料１で赤いベストを着ていた人たちなんですけれども、それの部分につきましては、啓発活動の対象として啓発を行うというようなことを実施してまいります。

続きまして、２ページをご覧ください。こちらは（２）のミナミエリアの環境改善

を目的とした取組についてご説明申し上げます。ミナミエリアにつきましては、もうご承知のとおり、日本でも有数の繁華街でありまして、国内外からも非常に多くの方が訪れるということになっておりまして、ごみのポイ捨てや路上喫煙の課題というのは顕在化しているというところになっておりますので、地域のニーズも踏まえながら実効性を高める取組を、これはもう関係各局なり、区役所さんとも連携して進めているところでございます。

具体的には喫煙所の確保ということで、こちらも同じようにミナミエリアにおいて公設喫煙所ないし補助金を活用した喫煙所を集中整備するということと、あとミナミエリアにつきましては、なかなか場所の確保が難しいというところもありますので、賃料も補助するといった制度設計で補助制度を運用しております。

指導・巡回の強化につきましても、この４月からミナミエリアだけを指導・巡回するということを、頻度を上げて巡回強化しております。また、この６月１日からですけれども、ミナミエリア内に新たな拠点、指導員さんの拠点というのを整備したことによりまして、ミナミエリアまでの移動時間の効率化を図るなど、さらなる強化を実施しております。

３点目は啓発員による普及啓発、こちらにつきまして、令和７年度の１月からも実施していたんですけれども、体制を書いてありますように、１班５名の体制だったものを、２班１０名に増員して啓発活動を拡充して実施しているところでございます。

続きまして、３ページをご覧ください。（３）その他として、３項目を挙げさせていただいております。

１点目、新築建築物におけます喫煙所設置の誘導策についてということになっておりまして、分煙環境の確保における取組として、建築物が新築される際に、建物の規模がいろいろあるんですけれども、あと用途も商業施設であったりとか、オフィスビルであったりとかいろいろあります。あと事業者さんが負担となるかどうかというところにつきましても考慮のうえ、行政の手続の中で事業者さんから何らか、新築建築

物を造るときに喫煙所整備の協力を得るような仕組みづくりについて検討を進めているところでございます。

続きまして、過料徴収のキャッシュレス。こちらにつきましては、時間の関係上、割愛しますけど、別添の資料にもついております令和５年度の委員会の最終答申でもご指摘いただいている課題となっております。この過料については、現在、巡回指導時にその場で現金の徴収を行っているんですけれども、違反者の中には現金を持ち合わせていない方が一定数存在していることから、公平・不公平という観点も含めまして、キャッシュレス決済の導入を検討する必要があるということで考えております。

最後に、インバウンド向けの広報周知というところにつきましては、このインバウンドにつきましては繰り返しになりますけれども、インバウンドを含めた観光客が多く大阪に来阪されていること。また、観光客はリピーターを除きまして、毎年新たに来訪する方が一定数存在するということでありますことから、観光客にはなかなか認知が難しいところもあるので、ここについては引き続き実施して、特に意識して実施していく必要があると考えております。

簡単ではございますけれども、説明は以上でございます。

○青木委員長

ありがとうございました。特に重点的に取り組む課題を２つと、それ以外の全般的な課題も含めて、ご報告、ご提案をいただいています。

そうしましたら、先ほどからもご意見をいただいていますので、それもここの議題におけるご意見としても扱っていただくとともに、さらに追加で皆さんのほうから今、ご報告があったことも含めて、こういったことを検討してほしいというご意見がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

では、谷内委員、お願いします。

○谷内委員

ご説明ありがとうございます。

喫煙所の増加については必要だというのは認識しているんですが、公園の一部がやはり緑が取り払われて喫煙所になっているというのが良いことなんだろうかって、ちょっと葛藤があります。この温暖化も進んでいる中で、都市の中の緑が非常に重要性を増している中で、その緑を減らして喫煙所を増やしていくというのが本当に良いことなのかなというのは、今の段階で検討が簡単にできるわけではないんですけれど、緑を減らさない方向で考えていただけたらと思っていますというのと。

喫煙所を設置することによる受益者が誰なんだろうというのは考えるところでして、その受動喫煙しなくなるという意味では、非喫煙者も確かに受益は得ているんですけれど、一番の受益者は喫煙者かなと思っております。そこを多額の税金を用いて設置するということに対する不公平感も多少あるのではないかなと思っています。先ほどから過料のご説明いただいていて、罰則ではないというのは確かにそのとおりだなと思うんですけれど、今、物価上昇している中で、１，０００円というのがかなり小さい金額に感じる方も増えているんじゃないかなと思っています。条例を改正する必要があるので難しいとは思うんですけれど、過料の引上げなども含めて、喫煙所の費用の確保、そのままいくわけではないというのもそうかもしれないんですけれど、そういったことも検討していただけたらと思います。

以上です。

○青木委員長

ありがとうございます。

そのほかの委員の皆さん、いかがですか。

佐野さん、お願いいたします。

○佐野委員

緑が大分減らされているんですかね。それは大阪市が街路樹なんかが古いからいうことで切っていて、喫煙所をつくるための緑の減少いうのがどれぐらいなのか、それはちょっと聞きたいです。

それと、受益者がどうのこうの言うてはりますけども、喫煙者からすると、一応、大阪市にたばこ税いうのがありまして、約３００億円市に行っているわけです、税金が。たばこ吸って入っていると、大体３００億円入っています。こんな条例つくったおかげで、喫煙所つくるのはあかんとか、例えば喫煙所つくらないと駄目、それからこういう委員会をつくって環境局の人に迷惑かけて、いろいろやっていますわね。それまで何かありましたか、たばこで。受益者は一番あれなんで、こっちはもう、たばこ税については大阪市のために使ってくださいということで喫煙しているわけです。そやけど、それをずっと。

すみません、ちょっと興奮してしまってね。一応、そういうのにこういう無駄なことにやっている分について、もっとちゃんとした、大阪市のための、市民のために使ってほしい税金を、こういう一応対策して、何や指導員を雇って、禁止、禁止、ああいうポスターも作って何やかんや言うて、そんなことやっているほうが無駄やと思いますけどね。

○青木委員長

佐野さんのご意見としては、たばこ税があるんで、それを財源に充ててはどうかというご趣旨ですかね、過料というよりは。

○佐野委員

そうですね、３００億円あるんだから、３００億円のうち、この喫煙所造る費用についても、その中から払ったらいい。

○青木委員長

そこから、というご意見なんですね。はい、分かりました。

公園の一部を喫煙所にするのに緑がというのは、何か事務局のほうでお分かりですか。

○脇坂課長

ご意見ありがとうございます。

データ的に何平米とかいうデータは持ち合わせているわけではないんですけどれも、この公園の喫煙所整備につきましては、なかなか公設の喫煙所を整備するときに、どうしても公共空間というところが、かなり公園という部分が比重を占めてくるという部分はございます。そういったときに、設置に当たりましては、できるだけ配慮、緑も含めまして、地域に調和できるように配慮して設置できるように、公園の管理者さんとも相談しながら進めておりまして、今、いただいたご意見も含めまして、引き続き環境の観点につきましても配慮してまいりたいということで考えております。

○青木委員長

分かりました。

そのほかの方、意見いかがでしょうか。田中さん、お願いいたします。

○田中委員

予算の件なんですけれども、大阪市さんのホームページで公開されているとは思うんですけれども、この路上喫煙対策事業予算としまして、令和７年度で１１億円と、本年度、令和８年度では２０億円、約倍になっていると思うんです。そのうちこの喫煙所整備に充てられる費用としましては、令和７年度が当初５，０００万円だったんだと思うんですけれど、その後、増額されて１億５，０００万円と。本年度については６億円と伺っておるんですが、結構増額、本年度されてますんで、さきの説明、（１）から（３）までご説明いただいたんですけれども、改めて増額に当たっての予算のポイント、これも増額されていると思いますんで、そのポイントについてお伺いできればと思います。

○脇坂課長

ご質問いただきまして、ありがとうございます。

委員ご指摘のとおり、令和８年度にかなり増額しております。その内容としましては、今、細かい数字が手元にないんですけれども、要素としては何点かありまして、１つはこの「対策の優先度が高いエリア」、ミナミエリアに対する喫煙所の整備とい

うところが相当量を占めているというところと。あと、先程の他の委員の方との質問のやり取りもありますけれども、指導員をまだ今後増加していくというところにつきましても増加の要因ということになっております。

あと、最後に啓発の関係、広報、インバウンドなりというところにつきましても、令和７年度に比べ、令和７年度の実績をベースにして令和８年度、金額につきまして増加をしていると、拡充をしているというところでして、この予算に基づきまして拡充して取組を進めてまいりたいということで考えております。

○青木委員長

ありがとうございます。

○田中委員

ありがとうございます。この（１）（２）（３）、ほぼ同じ項目立てになっていると思うんですけれども、より実効性の高い、一番上の喫煙所の確保のほうにより増やされた予算について手当てをされたいなと、そっちのほうが吸う人、吸わない人の共存については資するのかなと思いますので、ご配慮いただければありがたいです。

○青木委員長

ご意見ありがとうございます。

そのほかの皆さん、いかがですか。よろしいですか。

小谷委員、いかがでしょう。

○小谷委員長代理

結構でございます。ありがとうございます。

○青木委員長

ありがとうございます。

砥石さんもよろしいですか。

○青木委員長

ありがとうございます。私のほうから少し意見として、今日出たことを踏まえてで

すけれども、出てないこともありますけれど、インバウンドの対策としましては、やはり関西、大阪市は私鉄の利用による外国人の移動が多いので、今、南海電鉄、近鉄その他、こちらのほうでもご協力を求めていただけるように、しっかりと要請をしていただきたいなと思っています。

それから児童遊園につきましては、佐野さんが思っていたのももっともで、児童遊園は本来、禁止のエリアに入るべきものだと思いますけど、管理者が大阪市じゃないということで外れているだけですので、何かもう少し強く児童遊園は全面的に禁煙になるように積極的な働きかけをして、全てのエリアについて、この２号区域の指定ができるように取り組む必要があるのではないかと、期限を区切って取り組む必要があるのではないかと思いますし、他都市では、場合によっては児童遊園が指定できるようにする条例もあるようですので、もしそういうご協力が得られない場合には、それも含めた検討が要るのではないかなと思っておりますので、その点のご検討をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上、私からのご意見としてさせていただきます。

すみません、時間の関係で押してしまいましたけれども、以上で１番、２番のこととしたいと思いますが、実質的な議論はここまでになりますので、何かそれ以外で、この際、ご意見とかご要望があれば、今までの議論と無関係のことでも結構ですので、委員の皆さん、いかがでしょうか。特にございませんか。ありがとうございます。

それでは議題の１と２につきましては、ここまでとさせていただきたいと思います。

次に、第３の議題として、たばこ市民マナー向上エリア制度の活動団体の新規応募団体の審議に参ります。

これにつきましては非公開で行いたいと思っていますが、その趣旨を一度、事務局のほうからご説明いただいた上で、皆様のご意見を確認したいと思いますので、事務局、よろしくお願いします。

○脇坂課長

それではお手元のまた参考資料、フラットファイルの９番目に審議会等の設置及び運営に関する指針、抜粋、解釈運用手引に基づきましてご説明申し上げます。

１枚めくっていただきますと、枠囲いで、１、会議の公開基準により、会議は公開するものとすると規定されております。

しかしながら、２ページの枠囲い１、アの規定によりまして、個人に関する情報がある場合は非公開とする必要がございます。

たばこ市民マナー向上エリア制度につきましては、後ほど資料を見ていただきますと分かるんですけれども、参加者名簿などの個人情報を提供のうえ、ご議論いただくことになっておりますので、いわゆる個人情報がありますことから、この事案につきましては非公開ということでお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○青木委員長

今ご説明いただいたとおりでありますけれども、したがいまして、非公開という扱いで今から審議をしたいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○青木委員長

では、そうさせていただきます。

これまでの実質的な審議は以上で終わりですので、傍聴の皆様は、今日は傍聴ありがとうございました。ここでご退席いただきまして、最後の審議に充てたいと思います。よろしくお願いいたします。

（傍聴者退席）

以下非公開

閉会　午後　０時０３分